

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」 基金



vol.72

2015年10月1日

事件報告 えりもの森訴訟

事件報告 京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件

事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー s' 日記

期日情報

事務局より

事件報告 えりもの森訴訟

日本での最長訴訟??

皆さん。えりもの森訴訟ってご存知ですか？

10年ほど前に自然の権利基金でもお世話になりました。実はこの裁判は、地裁では「損害がない」として棄却され、高裁で「損害がないとはいえない」として、地裁に差し戻されました。その後北海道側が上告をし、1年半たって上告棄却で地裁に戻ってきました。いやはや10年裁判で、自然保護訴訟で10年かかる裁判はこれが全国一ではないかと思っています。

さて、訴訟の内容ですが、かいつまんで言うと次のとおりです。

北海道は、2001年に、北海道森林づくり条例を制定し、木材生産のための道有林の伐採はせず、道民の福祉のために森林を育て、管理する、という画期的な条例を作りました。しかし、実際にやっていたことはその前と変わらず、皆伐をし植林をするという造林事業だったのです。表向きは木材

生産のためといえないので、「受光伐」と称して、日蔭の木に光を当て樹木を育てる、という名目でした。この伐採のために作業路を作り、ナキウサギ生息地まで破壊したのです。

私たちは、この伐採は違法伐採であるとして住民訴訟を起こしたのでした。

その後、かなり違法伐採という事実は積み上げたのですが、上記したように地裁は、売られているから損害はない、と片付けました。

しかし、売られていない木、つまり盗伐や打ち捨てられた樹木が多数存在していたのです。そこで高裁は差し戻しにしたわけだったのです。

差し戻し審では、越境伐採の事実、植林のために無用に伐採した森の木の違法性と損害論がメインテーマです。

正直、私たちも10年前のことなので、いろいろ忘れてしまったことがあります。そこで、先月、弁護団で現地調査に行きました。北海道は、その訴訟のためか、えりもを含む日高地方での森林の伐採は一切しなくなりました（結局、勝ったのです）。そのため、林道は使われず、ところどころ崩れて怖い思いをしました。しかし、成果はあり

ました。10年前の伐根がまだ朽ちながらも残っていたのです。これらの伐根の位置をGPSに落としながら、越境伐採の証拠を作りました。

このように、全国最長の自然保護訴訟（たぶん）を、私たちは楽しみながらやっています。

（文）弁護士 市川守弘

≡「自然の権利」基金の支援する訴訟があらたに加わりました≡

事件報告 京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件

J R 亀岡駅の北側において予定されている、駅北土地区画整理事業と球技専用競技場（京都スタジアム（仮称））建設を含む「京都・亀岡保津川公園」の都市計画公園事業をストップさせるために、2013（平成25）年の台風18号により浸水被害を受けた周辺住民ら約150名が原告となって二つの取り消し訴訟を提起しました。駅北土地区画整理事業については2014（平成26）年12月4日に、京都スタジアム建設を含む都市計画公園事業については、2015（平成27）年1月13日に訴訟提起し、現在は二つの訴訟は併合して、同時に進行しています。

訴訟の目的は、大規模スタジアムと駅北土地区画整理事業の開発を止めることですが、一つには、希少生物であるアユモドキを守ること、もう一つには、本件事業地及びその周辺地は、常襲浸水地であり、このような土地を開発することにより将来的に生じるであろう水害の危険を食い止めることがその狙いです。

京都には、西京極陸上競技場というパープルサンガが本拠地とするスタジアムがありますが、陸上競技の全国大会とJリーグを開催する関係から日程調整が困難だということで、球技専用競技場の整備が検討されていました。その候補地として亀岡市が選定されて、現在、J R 亀岡駅北側において、京都スタジアム（仮称）が建設されることになったのです。また、このスタジアムに関する事業と機を一にして、その隣接地に亀岡駅北土地区画整理事業により、商業用地・住宅地としての

開発が予定されています。

ここでの問題は、京都スタジアムを含む南丹都市計画公園事業は、アユモドキの生息地を事業予定地としていることと、当該事業予定地とその周辺地は桂川（保津川）が氾濫したときに遊水的機能を長年果たしてきたことです。

とくに自然の権利という観点からいうと、アユモドキは、天然記念物や種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されているばかりでなく、環境省レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類（CR）に、京都府レッドリストでは絶滅寸前種に分類されており、京都府の1ヶ所（本計画地）、および岡山県の2ヶ所に生息・繁殖場所が残るのみとなっており、種の存続が極めて危機的な状況にあります。



撮影：高向吉朗 アユモドキ稚魚（亀岡市文資料館で館長の許可を得て撮影）

訴訟は、まだ始まったばかりですが、多種多様な生物の生態系に対して多大な影響があるばかりでなく、遊水的機能を損なうことにより人の身体生命への危険をも及ぼす、これらの計画の取消しを求めて、原告団・弁護団では本訴訟に全力で取り組んでいきますので、今後ともご支援いただきますようお願いいたします。

弁護士 飯田 昭



撮影：松本温賢 区画整理盛土で埋め立てられる田園風景（2014年11月7日）

本年度も皆様のご支援により、10件の自然保護訴訟へ助成を行うことができました。

ありがとうございました。

来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業・公金差止等請求事件

訴訟は、「淀川水系河川整備計画」(09年3月)に基づく国営天ヶ瀬ダム再開発事業(「天再事業」と略)の違法性を理由として、事業費の京都府負担部分について公金支出差止め等を求める住民訴訟(原告5名)で、提訴(京都地裁)は15年1月23日である。

1 天再事業は、宇治川に設置されている天ヶ瀬ダム(1964年完成)のダム湖左岸からダム下流の宇治川左岸まで全長617mのバイパストンネル(管直径10~20m)を通し、最大600m³/秒を放流する事業で、ダム本体と併せて1,500m³/秒の放水量を確保し、琵琶湖から淀川河口までの上下流域の洪水被害防止、併せて、京都府営水道の水源確保、関電・発電量の増加を確保しようとするもので、総事業費は約430億円、完成は2018年度末と予定されている。



出典「琵琶湖河川事務所 平成26年度 事業概要9頁」

淀川水系のうち木津川、桂川及び宇治川・瀬田川は、京都市・淀付近で合流し淀川本川に流入しているが、上流部が洪水期にあるとき上記三川の水を一気に流下させると淀川本川の計画高水位を超過することが予測される。そこで洪水時には、琵琶湖・瀬田川・宇治川からの流量低減操作を行い、先に木津川・桂川からの洪水を流下させ、この二川の流下量が低減・安定した後に瀬田川洗堰を操作して琵琶湖の貯留洪水量を早期に流下させようとするものである(後期放流という)。

2 争点となる天再事業の違法性は以下のとおりである。

A: 事業目的である治水効果は、現存する河川施設の効率的な操作、運用によって実現できる。B: 事業は、ダム上流部において琵琶湖・瀬田川からの1,500m³/秒という流量確保を前提としているが、ダム上流部に位置する鹿跳溪谷の谷幅狭小等の制約があるために計画流量が確保できず、事業の有効性も認められない。C: 事業は、京都府下の水需要を過大に見積もっており、利水目的からみても必要性がない。D: 事業工事内容は、河川管理施設の設置、管理に関する河川法が定める事業計画・施工の手續を欠落し、河川施設の技術的基準を充足していない。E: 事業は、琵琶湖、瀬田川・宇治川・淀川の自然生態系への悪影響、自然景観等の破壊をもたらす。

今後の訴訟では、河川工学、防災工学等に関わる論点が避けられないが、原告らは学者・研究者の意見をふまえながら主張・立証を準備していく予定である。(文) 弁護士 藤原猛爾

≒information≒ 環境と健康を考えるJ&M 新米「あきたこまち」、ベッカライヨナタンさんのシュトーレンを今年もご提供いただけることになりました。くわしくは同封チラシをご覧ください。

環境と健康を考えるJ&M
新米「あきたこまち」



大好評!今年も販売がはじまります!

ベッカライヨナタン
シュトーレン



ナキウサギカレンダー2016



ひきつづきご注文承ります!

命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。

果樹栽培のコツ

おいしい柿を鳥や猿に食べられて困る。人の立場からはそうなる。しかし、柿にすれば、してやったりだ。多種多様な生態系の中での柿の子孫繁栄戦略の一つにすぎない。柿同士でも自分の遺伝子をより多く残そうと工夫し競う。柿に限らず、その万年の歴史が生物進化の原動力でもあった。鳥は柿園の中でも一番おいしい木に狙いを定め、一番日当たりが良い枝の、大きくて糖分が多い実から食べる。猿もおいしい柿を上手に見分ける。おいしい実をつけ、動物に逸早く食べさせ、中の種を新天地に運んでもらうのが柿の子孫繁栄戦略である。この様子を見て、エネルギー投入量を少なくしたい（楽したい）、おいしい柿を食べたい百姓は考える。慣行近代農学の常識「収穫物に伴って畑から持ち出される栄養分は、炭水化物を除いて農家が肥料で補填しなければならない」は妥当なのか。近隣の次郎柿の大産地では化学肥料と大量の厩肥を施す。草に横取りされないようにと中耕除草にエネルギーと時間をかける。それでも生えてくる草を除草剤（毒）で排除する。こうした柿作りマニュアルを徹底すればするほど実はまずい！何故か。それは柿の本来機能の封殺による。地球上は元来多種多様な生物が共存し、窒素分など共通して利用可能な栄養分はすべて命と共に循環している。腹七分の栄養状態で生態系の健康が保たれている。腹七分だからこそ、柿が子孫を残すに有利な果実づくりに必要な成分を自らの光合成産物と交換に共生微生物に調達させ、確保できる。〔シリーズ10. 共存の極意 参照〕このシステムで柿は病虫害を最少にでき、生殖機能も発揮され、おいしい実を生らす。逆に偏食過食過保護は柿の健全性を損う。まずい柿は当然。

そこで百姓は合点する。鳥が一番に食べたい柿をつくるには、腹七分だ。無施肥は当然。害虫や病原菌を許容し、難敵と目される草たちも刈って折り合いをつける。味方につければこれほど頼もしい奴は無い。百姓も腹七分ほどの収穫量で足るを知れば、美味と健康のおまけがついてくる。40余種の果樹をつくる食いしん坊百姓の果樹栽培のコツは「無施肥、草生」に欲を言えば混植です。

（文）福津農園 松沢政満



利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

高野山奥の院への夜の参拝。何百年もの年輪を刻む鬱蒼とした杉林囲まれた参道を3人で歩く。左右で織田信長・徳川家康・伊達正宗・石田三成など歴史に名を残す人物のお墓が我々の歩みを見守る。今こそ日本が「森里川海の連環」を強力で推し進め、循環型社会を創造し環境外交で世界をリードするチャンスだ。今やらなければ今後しばらくは誰もやらないだろう、と一人が持論を熱く展開する。

柔らかな春の日差しで温められた畑をぽっくりぽっくりとクワで耕していく。薪ストーブから集めた木灰で切断面を丁寧に消毒した種イモを植えていくのは、部活が休みで早く帰宅した娘だ。畔の草むらではヤギと息子が草をむしって遊んでいる。パートナーは3日前から自動制御の空中走行自動車で沖縄に行っている。かつて米軍基地だったところは、農地や里山に全て戻された。家に一人でいる90歳になる母親は太陽光発電でフル充電された介護ロボットが見守っている。裏山を手入れして出た間伐材が、今年は例年より多くのペレット燃料になったので、不断に熱電併給装置に使用しても一年間燃料の心配はいらない。家で使うエネルギーは完全に自給自足だ。この町も100%食糧・エネルギーを地産地消している。人口は

微減しているが、今年は出産ラッシュが続いている。信頼できる病院と優秀な教職員を集めた教育機関が5年前に出来たことと関係あるかもしれない。

50年前は地方から都市へ人々は流れていき、ゴルフ場・スキー場・ダム開発などで森里川海・人の繋がりが消えていった。当時の日本社会は、人口減少・高齢化・財政逼迫・貧困者と自殺者の増加・原発による環境汚染など様々な問題を抱えていた。現在の風景を黒く塗りつぶすように原発が再稼働され、生命の循環という根源的な問に答ええないまま原発ムラという妖怪が闊歩し始めた時代でもあった。

しかし、だからこそ「森里川海」の価値を見直し人と人、人と「森里川海」の繋がりを取戻し、豊かな恵みを享受できる「環境・生命文明社会」を創造できる時代でもあった。

今年は、環境省の「地域における草の根活動支援事業」、エネルギー庁の「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」、群馬県及びみなかみ町の「地域力向上事業（地域づくり）」に採択された。11月に第2回「みなかみ地域エネルギーフェスタ」を開催するほか「シェーナウの想い」連続上映会・省エネコンテスト・森林調査・企業の省エネ相談・「バイオマス産業都市」構想のための連続学習会などの活動を重層的に行っている。その中で、木質バイオマスを利用したコジェネシステム導入の可能性のある事業所が複数発見できた。その事業化のための検討委員会も2回開催している。

私たちは、50年後に繋がる結果を残せるだろうか…、それは50年後の夢をどれだけ多くの人が共有できるかにかかっているのだろう。

（文）株式会社りゅういき自然エネルギー代表取締役 河合純男



会議中の「りゅういきの主要」メンバー、中央が筆者



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

昨年12月、夫が闘病の末に亡くなり、シングルマザーになりました。近くに家族はいませんが、支えてくれる友人たちがおり、そして歩いてゆける範囲で生活圏が整っており、3歳になった息子とともに、マインツにどっぷりつかって暮らしています。まわりのシングルママ・パパさんたちもたくましく、人生を楽しんでおり、どうやら私たちもなんとかかなりそうです。

8月は幼稚園が閉まり、長いながい夏休み。私たちは、スイスに住む友人を訪ねた以外は、マインツ周辺で過ごしました。夏場の日々は長く、夜9時を過ぎても、お日さまは沈みません。公園でのピクニックや水遊び、エコ農場を訪問したりと、息子と一緒に、日が暮れるまで遊びほうける毎日が続きました。また、楽しかったのがバーベキュー。ドイツを夏に訪れた方ならば、公園いっばいに点在するバーベキューをするグループを目にされたことがあるかもしれません。ドイツでバーベキューセットは、「大阪のたこ焼き器」と同じレベルで普及しており、私たちも、お天気さえよければ、夕食は外でバーベキューをしながら近所の人たちと過ごした夏の日の夕べは、至福のひと時でした。

9月に入り、日照時間は日まじに短くなっています。栗の実も大きく育ち始め、秋の訪れを感じる日々です。

（文）近江まどか



ライン川くだりをしました。

期 日 情 報

9月4日（金）11：30～ 弁論準備

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所
9月4日（金）13：30～ 口頭弁論
12月4日（金）13：30～ 口頭弁論

【路木ダム】 福岡高等裁判所
9月18日（金）14：00～ 口頭弁論

【えりもの森】 札幌地方裁判所（差し戻し審）
10月6日（火）13：15～ 口頭弁論

【白保 新石垣空港】
収用裁決取消訴訟（福岡高等裁判所那覇支部）
9月29日（火）13：10～ 口頭弁論
事業認定取消（東京高等裁判所）
9月17日（木）11：30～ 口頭弁論
完成検査合格処分取消訴訟（東京高等裁判所）
次回期日未定

【有明】
小長井・大浦漁業再生（福岡高等裁判所）
9月7日（月）14：00～ 判決
開門阻止（長崎地方裁判所）
（有明訴訟原告らは、補助参加人として訴訟参加）
10月6日（火）10：30～ 口頭弁論
小長井・大浦漁業再生〔第2陣・第3陣〕
（長崎地方裁判所）
10月6日（火）11：15～ 口頭弁論
請求異議訴訟（福岡高等裁判所）※国が控訴
9月14日（月）11：00～ 口頭弁論

【上関原発】 山口地方裁判所
11月11日（水）11：30～ 弁論準備
11月19日（木）13：10～ 証人尋問

【馬毛島】 公害等調整委員会
原因裁定申請事件
9月10日（木）15：00～ 進行協議
責任裁定申請事件 期日未定

【シロクマ】 最高裁判所
2015年6月11日に判決（控訴棄却）
最高裁判所に上告・上告受理申立

【泡瀬干潟】 福岡高等裁判所那覇支部
9月29日（火）14：30～ 口頭弁論

【亀岡駅北&スタジアム問題】 京都地方裁判所
11月18日（水）13：30～ 弁論準備

【天再事業】 京都地方裁判所

事務局より

空は深く澄みわたり、さわやかな季節となりました。夏休みもあっという間にすぎ、バタバタな日常が戻ってきましたが、いそいでいる足をちょっと休めてみると、生き物や木の実など暮らしの近くの自然から秋らしさを感じることができるかもしれませんね。

さて、前回の通信をお届けしてからたくさんの方に会員継続、およびチラシからのジュゴン寄付をいただきました。本当にありがとうございます。

また、ご継続がまだお済みでない方には、個別にお願いのご連絡をさせていただいております。お忙しいところ恐縮ですが、ご理解いただけますと幸いです。

「今年限りで退会します」のご連絡をいただいている方へは、今号が最後のお届けになります。

これまでのご支援にこころより感謝申し上げます。



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.72

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennohenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179「自然の権利」基金